

## 生涯学習推進協力員制度の見直しについて

### 1 生涯学習推進協力員（以下「協力員」という。）について

#### (1) 創設

平成9年度（生涯学習推進本部の設置）

市政協力員の推薦で生涯学習推進本部長（市長）が委嘱、任期2年、無報酬

#### (2) 活動内容

- ① 市民の学習意欲の喚起（講座、催しの情報提供）
- ② 個人、グループ、団体等の学習活動の支援（講師の紹介）
- ③ 学習情報の収集及び提供並びに学習相談応対（学習情報の提供及び相談）
- ④ その他（地域と学校が連携するパイプ役、地域活動の参加・協力）

#### (3) 市の支援

- ① 情報提供、相談等（生涯学習人材バンクの登録情報提供）
- ② 協力員相互の交流及び連携機会の設置（研修会実施）
- ③ その他（保育協力者派遣、子どもの居場所づくり補助金）

### 2 協力員の現状及び市民等の意識

#### (1) 現状

委嘱、研修会とも平成30年度から行っていない。

#### (2) 生涯学習に関するアンケート調査（令和3年8月）

##### ① 個人アンケート

Q：「生涯学習推進協力員」について知っていますか。

・協力員を全く知らない市民 79.0%

##### ② 区・自治会アンケート

Q：「生涯学習推進員がおられますか。」

・協力員がない区・自治会 54.5%

Q：今後、協力員をどの区域で設置するのが良いか。

単位	区・自治会	小学校区	旧町村域	中学校区	その他	不明・無回答
%	25.0	34.1	6.8	4.5	11.4	18.2
広域的な設置 45.4%						

Q：協力員制度に対する意見

- ・小さな区は近隣区との共同で行うなどの見直しが必要
- ・高齢化に伴い、生涯学習意欲も多様化する。それに見合った協力員が必要になる。地域をまたがった協力員の発掘が重要課題
- ・リーダー的な人がいない。
- ・世帯数の少ない区では、協力員のなり手が不足しており、任期毎に無理にお願いしている。
- ・協力員の活動内容が区の団体と重複し、実際の活動の場がない。各小学校単位で市が協力員の人材の掘り起こしをし、市が主導し各自治会と連携してほしい。

3 協力員制度の見直しの方向性と生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）の意見

(1) 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画

協力員の制度を見直し、本来の役割である市民の学習意欲の喚起や学習活動の支援、学習情報の収集や学習に関する相談支援等の活動をより広域で実施できる場を設けるなど地域と地域をつなげる役割も担えるような仕組みづくりを行います。

(2) 協議会での意見

① 協力員制度に対する意見（令和4年度第1回協議会）

- ・まちづくり協議会の活用が良いが、協議会が設立されるまでの間は、できるまでの間のことも検討する必要がある。
- ・役割が重すぎるとなり手がいなくなる。学習情報の提供といった役割でよい。
- ・活発に活動が行われている地域には、協力員は必要ないのではないか。
- ・区・自治会単位の方が活動しやすい。

② 協力員の活動単位に対する意見（令和4年度第2回協議会）

- ・生涯学習に対する取組が積極的でない地域では役割が重すぎる。なり手がいなくなってしまう。
- ・活動する単位は、特に定めなくて協力員が動きやすい単位で良い。

#### 4 協力員制度の改正について

- ① 協力員 まちづくり協議会から推薦があれば登録する。ただし、まちづくり協議会が発足していない地域については、区・自治会からの推薦があれば登録する。
- ② 活動内容 まちづくり協議会内において、自主的に生涯学習に係る企画・運営・情報提供を行う。
- ③ 市の役割
  - ・市が実施する生涯学習情報の提供
  - ・協力員同士の交流会
  - ・活動に対する支援

○京田辺市生涯学習推進本部設置要綱

平成9年4月1日

教育委員会告示第22号

(設置)

第1条 京田辺市における生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、京田辺市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の施策に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

2 前項各号に係る事項については、必要に応じて京田辺市生涯学習推進協議会の意見を求めるものとする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した順により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部の所掌事項の効率的な推進を図るため、本部の下に京田辺市生涯学習推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部会議に付議すべき事案を調整するとともに、本部の決定した施策の実施及び運営に関し必要なこと。
- (2) 各部局の生涯学習関連事業の連絡調整、情報の収集及び交換並びに

資料の提出に関すること。

(3) その他本部長の指揮する事項

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名した順により、その職務を代理する。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

6 幹事会は、所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じて幹事会の中に小委員会を設けることができる。

7 小委員会の委員は、幹事の中から選出する。

(生涯学習推進協力員)

第7条 本市における生涯学習を推進するため、生涯学習推進協力員（以下「協力員」という。）を各地区から選出し、本部長が委嘱する。

2 協力員は、各地区的公民館等を拠点に生涯学習に係る次の活動を行う。

(1) 市民の学習意欲を喚起する。

(2) 個人、グループ、団体等の学習活動を支援する。

(3) 学習に関する情報の収集及び提供並びに学習相談に応ずる。

(4) その他生涯学習推進のための活動に協力する。

3 本部長は、協力員の活動を助長するため、次の事項について配慮する。

(1) 生涯学習に関する情報を提供するとともに、相談等による協力と援助を行う。

(2) 協力員相互の交流及び連携の機会を設ける。

(3) その他活動に必要な条件を整える。

4 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者の出席)

第8条 本部及び幹事会の会議は、必要に応じて本部及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は助言を求めることができる。

(事務局)

第9条 本部及び幹事会の事務を処理するため、教育委員会事務局社会教育担当課に事務局を置く。

2 事務局長は、教育委員会事務局社会教育担当課長の職にある者がこれに充たる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部等の運営に関する必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長 公営企業管理者 理事
本部員	京田辺市経営会議等に関する規程（平成18年京田辺市訓令第15号）第2条第1項に規定する構成員のうち、本部長及び副本部長を除く者

別表第2（第6条関係）

幹事長	教育部長
副幹事長	企画調整室長 市民政策推進室長 教育総務室長
幹事	京田辺市経営会議等に関する規程第9条第2項に規定する総務調整会議構成員のうち、副幹事長を除く者

京田辺市生涯学習推進本部設置要綱第7条 改正（案）

改正案	現 行
(生涯学習推進協力員)	(生涯学習推進協力員)
第7条 本市における生涯学習を推進するため、生涯学習推進協力員（以下「協力員」という。）をおく。	第7条 本市における生涯学習を推進するため、生涯学習推進協力員（以下「協力員」という。）を各地区から選出し、本部長が委嘱する。
2 協力員は、まちづくり協議会又は小学校区内の複数の区・自治会からの推薦により登録する。ただし、当分の間、単独の区・自治会の推薦によることもできる。	2 協力員は、各地区の公民館等を拠点に生涯学習に係る次の活動を行う。 (1) 市民の学習意欲を喚起する。 (2) 個人、グループ、団体等の学習活動を支援する。 (3) 学習に関する情報の収集及び提供並びに学習相談に応ずる。 (4) その他生涯学習推進のための活動に協力する。
3 協力員は、次の活動を行う。 (1) 生涯学習事業の企画及び運営 (2) 生涯学習事業の情報提供 (3) その他生涯学習推進のための活動	3 本部長は、協力員の活動を助長するため、次の事項について配慮する。 (1) 生涯学習に関する情報を提供するとともに、相談等による協力と援助を行う。 (2) 協力員相互の交流及び連携の機会を設ける。 (3) その他活動に必要な条件を整える。
4 市は、協力員の活動推進を支援するものとする。	4 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5 協力員の登録は、次の場合に取り消すものとする。 (1) 協力員から申し出があったとき。 (2) その他本部長が不適当と認めたとき。	